

報道関係者 各位

担当

令和4年10月3日
広島労働局労働基準部監督課
監督課長 小岸圭太
労働基準監督官 岡崎貴広
電話 082-221-9242

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められた事業場は74.5%～

広島労働局（局長 阿部 充）は、管内8労働基準監督署が、令和3年に県内の外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

【令和3年の監督指導・送検の概要】

- 1 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 577事業場（実習実施者）のうち430事業場（74.5%）。
全国平均72.6%
- 2 主な違反事項は、割増賃金の支払（21.7%）、賃金の支払（19.9%）、使用する機械等の安全基準（17.0%）の順に多かった。
- 3 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは3件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技術等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

広島県内の技能実習生の人数は15,001人で全国5位です（厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）」より）。国籍別では、ベトナムが最も多く8,360人、次いでフィリピン2,076人、中国（香港、マカオを含む）2,046人の順となっています。

広島労働局や各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

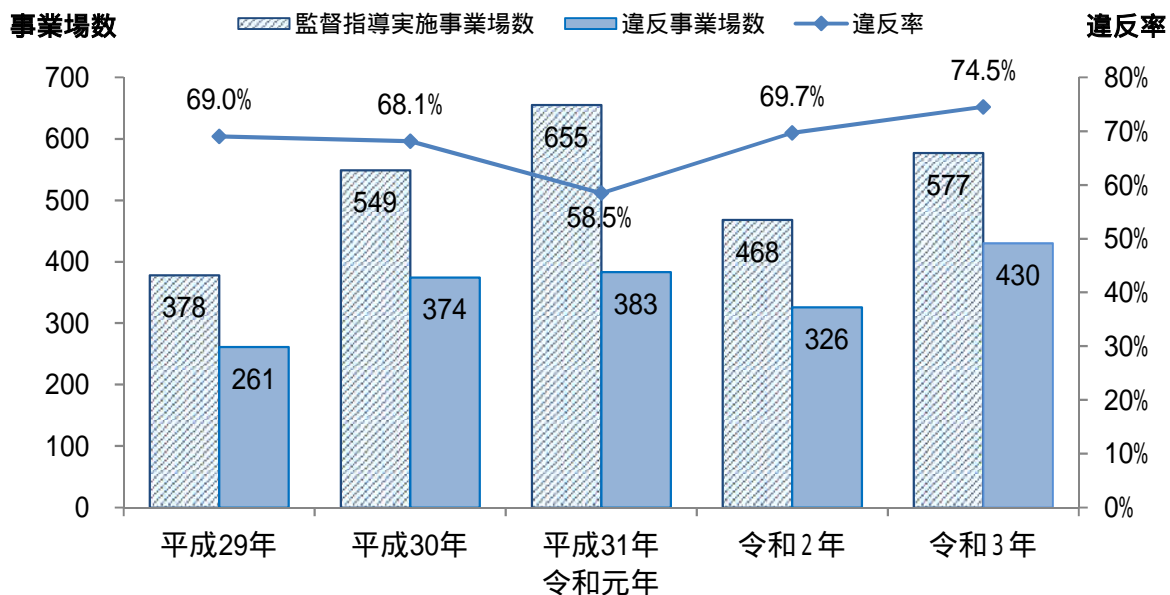
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

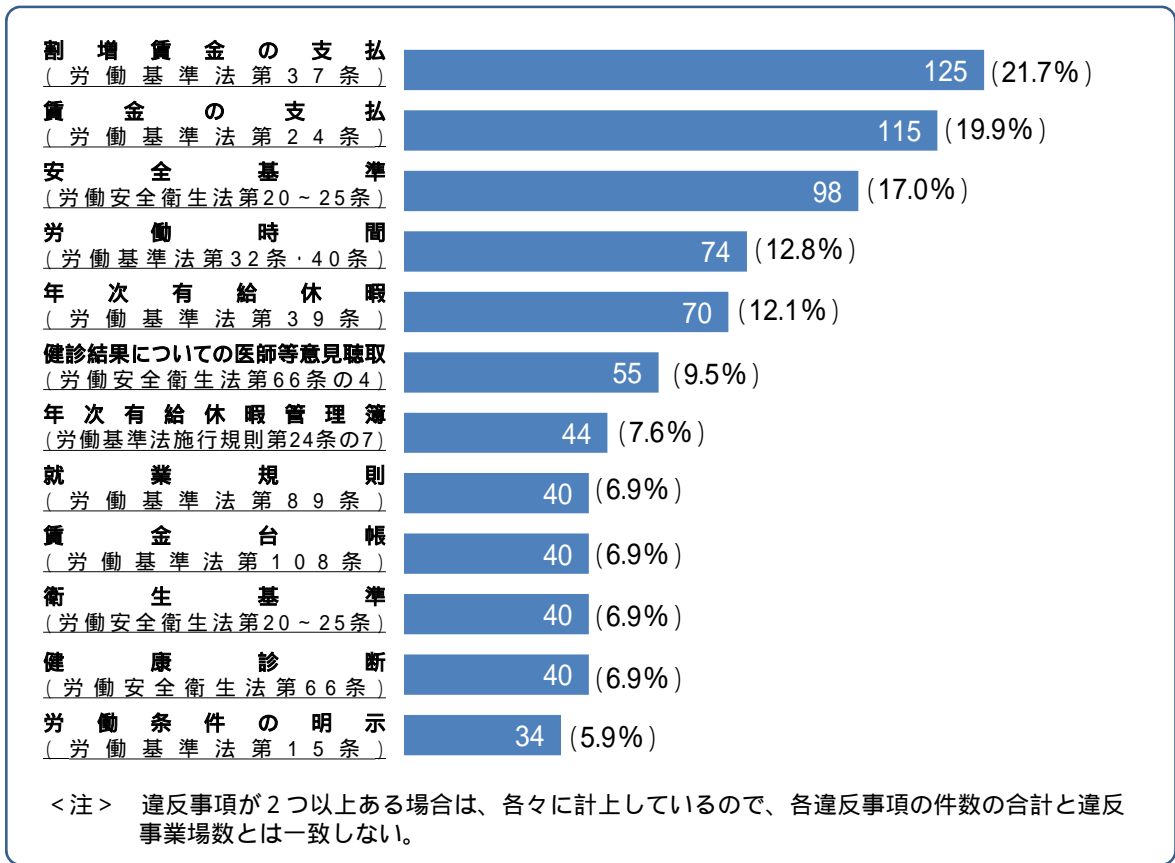
1 監督指導状況

管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して577件の監督指導を実施し、その74.5%に当たる430件で同法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、割増賃金の支払（125件、21.7%）、賃金の支払（115件、19.9%）、使用する機械等の安全基準（98件、17.0%）の順に多かった。



主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導等 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	243	174 (71.6%)	安全基準 54(22.2%)	割増賃金 40(16.5%)	賃金の支払 32(13.2%)
食品製造	57	37 (64.9%)	安全基準 17(29.8%)	労働時間 9(15.8%)	割増賃金 9(15.8%)
繊維・衣服	11	9 (81.8%)	割増賃金 4(36.4%)	労働時間 3(27.3%)	年次有給休暇 2(18.2%)
建設	101	95 (94.1%)	割増賃金 49(48.5%)	賃金の支払 38(37.6%)	年次有給休暇 20(19.8%)
農業	15	10 (66.7%)	賃金の支払 5(33.3%)	年次有給休暇 3(20.0%)	就業規則 3(20.0%)
<参考> 全業種	577	430 (74.5%)	割増賃金 125(21.7%)	賃金の支払 115(19.9%)	安全基準 98(17.0%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い15職種（機械・金属関係職種、食品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食品製造・・・食品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

農業・・・農業、畜産業

令和3年の監督事例には、以下のものがあった。

監督指導事例

無資格の技能実習生2名にクレーンの玉掛け、運転作業を行わせたところ、吊り上げようとした荷が倒れ、荷に挟まれた技能実習生が頸椎を骨折したもの。

技能実習生に係る労働災害が発生したとの情報を得て、立入調査を実施した。労働災害の内容を確認したところ、技能実習生2名が天井クレーンを使用して、荷（H鋼）を吊り上げようとした際、玉掛け（クレーンに荷をかける作業）が適正に行われていなかったことから荷がバランスを崩し、技能実習生に向かって倒れ、荷に挟まれた技能実習生1名が頸椎を骨折する大けがを負っていた。

作業を行っていた技能実習生2名は、いずれもクレーン作業を行うために必要な玉掛けやクレーンを運転するための資格を有していなかったため、是正勧告を行った。

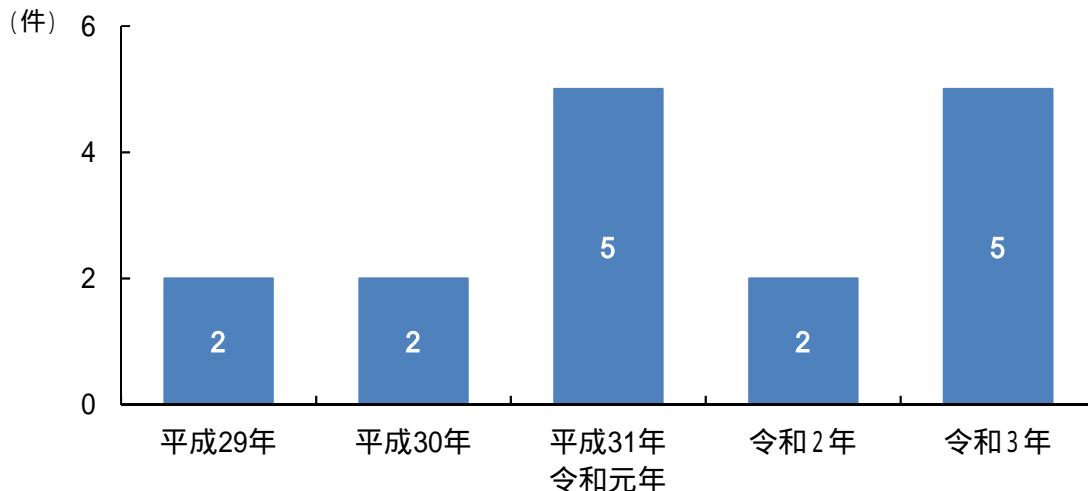
【指導に対する事業場の対応】

クレーンのスイッチに新たに鍵を設け、その鍵を管理することで、有資格者のみが操作できるようにした。

また、クレーンに係る作業を行う場合には、労働者がつり上げられている荷の下に立ち入らないよう安全教育を実施した。

2 申告状況

技能実習生から管内の労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は5件であった。



主な申告内容は、賃金・割増賃金の不払(5件)、休業手当の不払(1件)、災害補償(1件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているで、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払 (労働基準法第24条、第37条)	5	(件)
休業手当の不払 (労働基準法第26条)	1	
災害補償 (労働基準法第76条)	1	

令和3年の申告事例には、以下のものがあった。

申告事例

「出来高に応じた賃金しか支払われず、その額が最低賃金を下回っている」との申告

水産業の事業場で働く技能実習生から、「出来高に応じた賃金しか支払われず、その額が最低賃金を下回っている。出来高に対する賃金額も基準が曖昧で金額が少ないこともある。」等の申告を受け、調査を実施した。

賃金の支払状況を確認したところ、書面上は技能実習生に対して広島県の最低賃金額を支払っていることとしていたが、実際には各労働者の出来高に応じて事業主が計算した金額のみを支払っていた。

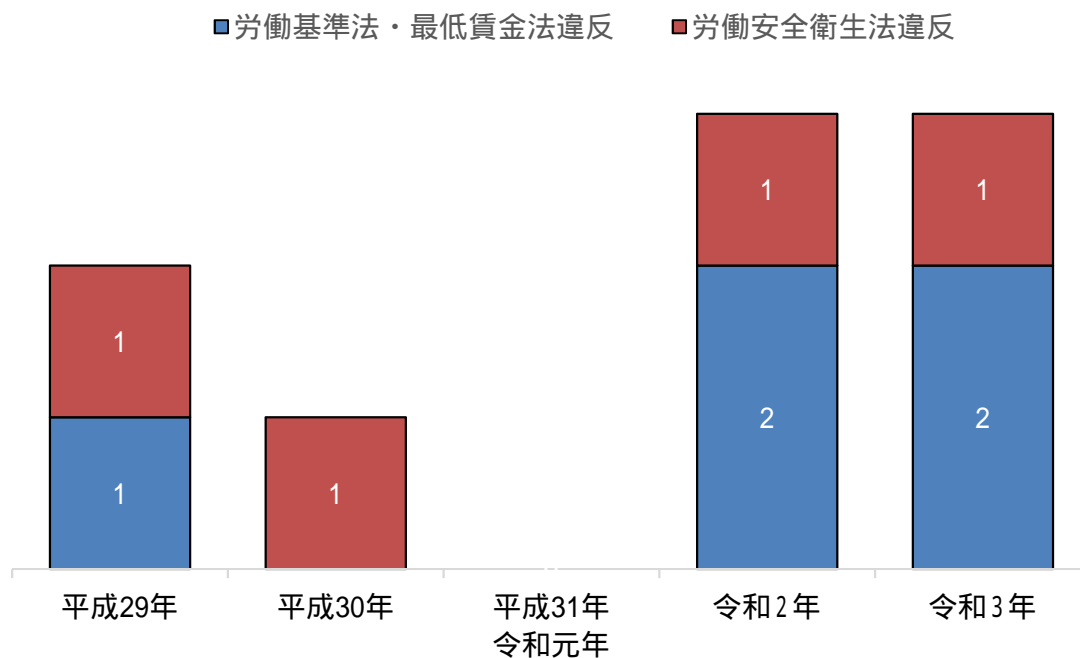
実際に支払われた賃金額を確認したところ、技能実習生2名の賃金について、広島県の最低賃金額を下回っていたため、是正勧告を行った。その他、休業手当の支払い等も行っておらず、賃金不払の総額は約70万円であった。

【指導に対する事業場の対応】

広島県地域別最低賃金に基づき、賃金を再計算した上、不足額を支払った。

3 送検の状況

技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、管内の労働基準監督署が送検した件数は管内で3件であった。



送検法条文の内訳は、以下のとおりであった。

割増賃金の不払
(労働基準法第37条)



2 (件)

呼吸用保護具(防じんマスク)
の不
使用
(粉じん則第27条)



1

令和3年の送検事例には、以下のものがあった。

**事例1
(労基法違反)**

時間外・休日労働に対し、1時間当たり500円のみを支払い、法定の割増賃金(総額約130万円)を支払わなかった疑いで送検

外国人技能実習機構からの情報提供により、衣類製造等の縫製会社を営む事業場に立入調査を行った。

その結果、同社で雇用されていたベトナム人技能実習生2名の時間外・休日労働について、1時間当たりの賃金として500円のみを支払い、法定の割増賃金(時間外労働25%、休日労働35%)を支払っていないことが明らかとなった。

ベトナム人技能実習生2名に対し、6か月間に渡り、総額約130万円の割増賃金を支払わなかったとして送検した。

【被疑事実】

法定の労働時間を延長し、又は休日に労働させながら、時間外労働に対し通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上、休日労働に同計算額の3割5分以上の率で計算した割増賃金額を、その所定支払日に支払わなかった。

【労働基準法第37条第1項(割増賃金の支払)】

**事例2
(安衛法違反)**

粉じん作業に従事する技能実習生に呼吸用保護具(防じんマスク)を使用させなかった疑いで送検

金属プレス製品製造業の事業場に立入調査を行ったところ、粉じんの吸入を防止するため、呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業(金属のアーク溶接作業)に従事する労働者に当該保護具を使用させていないことを認め、行政指導を行った。

しかし、その後も同様の違反を繰り返し、複数回に渡り行政指導を行ったが、是正されなかったことから、技能実習生2名を含む労働者に粉じん作業を行わせる際、呼吸用保護具を使用させなかったことについて送検した。

【被疑事実】

法定の除外事由がないのに、金属をアーク溶接する作業に労働者を従事させるに当たり、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させず、粉じんによる健康障害を防止するための必要な措置を講じなかった。

【労働安全衛生法第22条(粉じん則第27条第1項)】

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報を実施している。

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は38件、労働基準監督機関が出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報（ 2 ）された件数は219件であった。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

